

行財政局と小委員会交渉 当局、社会貢献活動休暇の 対象拡大について提案

市労連は、3月21日に山川行財政局給与課長ほか当局代表と小委員会交渉を行いました。この交渉で当局は、社会貢献活動休暇の対象拡大について提案しました。また、里親制度に関連するサービスの取扱いの変更について説明しました。これに対し市労連は、提案内容について持ち帰り協議することとしました。

当局 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は、「社会貢献活動休暇の対象拡大」について、ご提案させていただきたいと考えております。

それでは、お配りしております「社会貢献活動休暇の対象拡大について（案）」をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、近年、なり手不足が顕在化している民生委員・児童委員や保護司について、これらの活動を社会貢献活動休暇の対象とすることで担い手不足等に対応していくとともに、市職員として培った知識・経験を地域福祉の場で役立てることにより、社会貢献活動を通じた職員の自己実現にもつなげていくものでございます。

「2. 改正内容」につきまして、「(1) 民生委員・児童委員（民生委員支援員を含む）の活動」および「(2) 保護司の活動」を新たに社会貢献活動休暇の対象と

いたします。また、申請にあたっては、従前どおり社会貢献活動休暇承認請求書等において「具体的な活動内容」を記載するとともに、委嘱状等の写しを提出いただきます。

参考に、現行の社会貢献活動休暇の制度内容について記載しておりますので、ご確認ください。また、別紙に庶務事務システムで申請いただく際の入力方法を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

「3. 実施時期」につきましては、令和7年4月1日といたします。

以上でございます。

続きまして、交渉事項ではございませんが、「サービスの取扱いの変更について」をご説明させていただきます。お配りしております資料をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、一時的または長期的に家庭での養育が困難になった子どもを里親の家庭に受け入れて養育する里親制度について、職員が里親登録を希望する場合の研修受講や、里



No. 27 [25. 3. 21]

親委託前の子どもとの面会・交流等の場合に職務専念義務を免除いたします。

「2. 職務専念義務の免除の対象となる範囲」ですが、「・里親を希望する場合の児童相談所等によるガイダンス・研修受講等の場合」「・里親委託前に、子どもとの面会・交流をする場合」が対象となります。

「3. 給与の取り扱い」につきましては、有給となります。ただし、会計年度任用職員については無給となります。

「4. 実施時期」につきましては、令和7年4月1日といたします。

参考に、別紙に職務専念義務の免除の範囲と、庶務事務システムで申請いただく際の入力方法を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

私からは以上でございます。

市労連 民生委員・児童委員、保護司の活動が対象となるとのことだが、それぞれどのような活動が休暇の対象となるか。

当局 基本的に民生委員・児童委員や保護司として行う全ての活動が対象となります。

例を挙げさせていただきますと、民生委員・児童委員については区役所等での心配・悩みごと相談への対応や担当区域の高齢者世帯などへの家庭訪問、高齢者の居場所づくりなどのサロン活動、こども食堂の運営や学習支援、子育てサロン

活動、各種定例会への参加などが想定されます。

保護司については保護観察対象者との面談や生活環境の調整、犯罪予防活動、各種研修や区保護司会部会活動などが想定されます。

市労連 民生委員・児童委員、保護司活動を行ったことを、どのように確認するのか。

当局 これまでの社会貢献活動休暇の取得時と同様に、庶務事務システムでの申請時に「具体的な活動内容」を記載いただくことで、活動内容を把握することといたします。

加えて、委嘱状等の写しをご提出いただき、民生委員・児童委員、保護司として委嘱されていることを確認させていただきます。

これまでも、社会貢献活動休暇の申請にあたっては、団体等からの要請に基づく社会貢献活動である場合は、「要請を表す書面の写し」を添付いただけてきました。民生委員・児童委員、保護司としての活動にあたっては、「要請を表す書面の写し」の代わりとして「委嘱状等の写し」を添付いただくこととし、適切に活動されていることを確認させていただきます。

市労連 提案を受けた内容については、持ち帰り協議する。

【提案資料】

社会貢献活動休暇の対象拡大について（案）

1. 概要

近年、なり手不足が顕在化している民生委員・児童委員や保護司について、これらの活動を社会貢献活動休暇の対象とすることで担い手不足等に対応していくとともに、市職員として培った知識・経験を地域福祉の場で役立てることにより、社会貢献活動を通じた職員の自己実現にもつなげていく。

2. 改正内容

以下の活動について、新たに社会貢献活動休暇の対象とする。

- (1) 民生委員・児童委員（民生委員支援員を含む）の活動
- (2) 保護司の活動

※基本的に民生委員・児童委員、保護司として行う全ての活動が対象となる。

※申請にあたっては、従前どおり社会貢献活動休暇承認請求書等において「具体的な活動内容」を記載するとともに、委嘱状等の写しを提出する。

【参考】社会貢献活動休暇 ※会計年度任用職員は対象外

概要：職員が自発的に、かつ報酬を得ないで、国内において社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇

付与日数：5日（1日又は半日単位。1日の勤務時間が7時間45分未満の職員は1日単位のみ）

※日数の計算は、半日取得でも「1日」として数えます。

給与：有給

対象活動（現行）：

- ① 地震、暴風雨、噴火等により災害救助法の適用を受ける災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他被災地を支援する活動
- ② 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって任命権者が定めるものにおける活動
- ③ ①②に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

3. 実施時期

令和7年4月1日

【説明資料】

サービスの取扱いの変更について

1. 概要

一時的または長期的に家庭での養育が困難になった子どもを里親の家庭に受け入れて養育する里親制度について、職員が里親登録を希望する場合の研修受講や、里親委託前の子どもとの面会・交流等の場合に職務専念義務を免除する。

2. 職務専念義務の免除の対象となる範囲

- ・里親を希望する場合の児童相談所等によるガイダンス・研修受講等の場合
- ・里親委託前に、子どもとの面会・交流をする場合

3. 給与の取り扱い

有給（会計年度任用職員については無給）

4. 実施時期

令和7年4月1日

【参考資料】

1. 職務専念義務の免除の範囲（養育里親の場合の例）

